

○ 制度設計について

○ 制度の課題

- ◇ 認証品の更新（事業者からの申請手続き方式への変更）
 - ・ 認証品の更新は、認証機関からの認証事業者への通知により行われているが、認証業者からの更新申請の提出への変更。

- ◇ 認証品の生産休止の取り扱い（休止期間が定められていない）
 - ・ 生産休止は、要綱で認められているが、いつまで休止とするかが、明確になっていない。
認証品として、休止を認める期間を明確すべきではないのか。

要綱抜粋 -----

第4 認証事業者

- 3 認証事業者は、次の各号について誠実にこれを遵守しなければならない。
(7) 次に掲げる事項に該当するときは、要領に定めるところにより、認証機関に届け出ること。
 - ア 認証道産食品の生産を1年以上休止し、又は廃止しようとするとき。
 - イ 生産を休止していた認証道産食品について、その生産を再開しようとするとき。

- ◇ 外食や小分販売での認証の有効性（どこまで認証品と認めるか）
 - ⇒ 外食（弁当、レストラン）などの（原）材料としての認証の有効性
 - ⇒ スライス（オーダーカット）、量り売りした場合の認証品の有効性

- ◇ 認証品として販売しない商品の取り扱い
(事業者の任意又は、認証取り消し)